

レンタル約款

この度は、**サニタ商事株式会社**のレンタル物件をご利用いただき、ありがとうございます。
お各様は**サニタ商事株式会社**のレンタル物件のご利用に際し、下記約款条項についてご了承いただくものといたします。

約款条項

第1条 (総則)

- 本レンタル約款は、**サニタ商事株式会社**または、その代理店（以下総じて「貸貸人」という）とお客様（以下「借借人」という）との間の、賃貸借契約（以下「レンタル契約」という）について、適用します。
- 貸貸人と借借人との間で、別に書面（注文書、合意書等）により特約または付随条項等を定めた場合は、その特約または付随条項等は本レンタル約款に優先するものとします。
- 貸貸人と借借人との間で、レンタル基本契約、レンタル契約条項が締結された場合には本レンタル約款は適用にならないものとします。

第2条 (レンタル物件)

貸貸人は、借借人に対し、レンタル明細書記載のレンタル物件（以下「物件」という）を賃貸し、借借人はこれを借借します。

第3条 (レンタル起算日)

貸貸人が借借人に物件を引き渡した日より起算します。

第4条 (レンタル期間の延長および中途解約)

- 借借人は、貸貸人に対して、レンタル期間の満了する**3日**前までに、延長を申し込む旨の意思表示を行うものとします。借借人から延長の申し込みがあった場合、借借人においてレンタル契約または本レンタル約款の違反がない限り、貸貸人は延長の申し込みを承諾できるものとし、以降繰り返し延長する場合も同様とします。
- 借借人において前項に定めたレンタル契約の終了または延長の申し込みの意思表示がなされない場合、貸貸人は、借借人から**1週間**延長の申し込みがあったものとみなすものとし、以後も同様とします。ただし、貸貸人の判断で、レンタル契約を終了させることができるものとします。

第5条 (レンタル料金等)

- 借借人は貸貸人に対し、貸貸人からの請求により、請求書記載のレンタル料金を請求書記載の支払期限までに借借人の指定する銀行口座に振込む方法により支払います。
- レンタル料金は運送費その他の費用（物件の引き渡しおよび返還に関わる運送費、消耗品費、その他代金の合計額、以下総称して「その他諸費用」という）は初回レンタル料金支払時に全額支払うものとします。ただし、借借人が事前に承認した場合は、別に定める条件によることができます。
- 月払いレンタル料金は次の算式により算出されるものとします。
月払いレンタル料金＝基本料金×期間料率
基本料金および期間料率については、物件、レンタル期間により、貸貸人が別途定めるものとします。
- 第4条第1項または第2項によりレンタル期間が延長された場合の延長時のレンタル料金は、総レンタル期間（既使用期間＋延長期間）に応じた期間料率により算定された金額とします。
- レンタル契約がレンタル期間満了前に終了した場合のレンタル料金は**途中解約できません**。
- 借借人は前各項の期間料率について諸般の事情により変更できるものとします。

7. 物件の紛失・滅失その他貸貸人の責によらない事由によりレンタル契約がレンタル期間満了前に終了した場合は**センサー料金を貸貸人が別途定めるものとします**。

第6条 (物件の引き渡し)

借借人は、物件を借借人の指定する日本国内の設置場所において引き渡すものとします。

第7条 (物件の引き渡しおよび返還に関わる費用等)

- 物件の引き渡しおよび返還に関わる運送の手配は借借人が行います。
- 物件の引き渡しおよび返還に関わる運送費等のその他諸費用は借借人の負担とし、初回レンタル料の支払時に全額支払うものとします。
- その他諸費用は借借人が別途定める料金によるものとします。

第8条 (担保責任)

- 借借人が貸貸人に対して物件の引き渡しを受けた後2日以内に物件の性能の欠陥につき、通知をなさなかった場合は、物件は正常な性能を備えた状態で借借人に引き渡されたものとします。
- 借借人は借借人に対して、引き渡し時において、物件が正常な性能を備えていることのみを担保し、物件の商品性または、借借人の使用目的への適合性その他については担保しません。

第9条 (レンタル物件修理または取り替え)

- レンタル期間中、借借人の責によらない事由に基づいて生じた性能の欠陥により、物件が正常に作動しない場合、借借人は物件を修理または取り替えます。
- 前項の物件の修理または取り替えに過大な費用または時間を要する場合、借借人は、レンタル契約を解除することができます。
- 借貸人は、物件の使用不能の状態を考慮して、使用不能期間中のレンタル料金を日割り計算により減免することがあります。
- 借貸人は、物件が正常に作動しないことに関し、第1項または第3項に定める以外の責を負いません。

第10条 (物件の使用保管管理)

- 借借人は、物件を善良な管理者の注意をもって使用、保管し、この使用、保管に要する費用は借借人の負担とします。
- 借借人は、貸貸人の書面による承諾を得ないで次の行為はできません。
 - 物件の譲渡、転貸、改造をすること。
 - 物件を第6条所定の設置場所以外に移動すること。
 - 物件に貼付された貸貸人の所有権を明示する標識、調整済みの標識等を除去、汚損すること。
 - 物件について質権、抵当権および譲渡担保権その他一切の権利を設定すること。
- 借借人は、物件が他からの強制執行その他の法律的作用または事実的な侵害を蒙らないようにこれを保全するとともに、仮に、そのような事態が発生した時は直ちにこれを借借人に通知し、かつ速やかにその事態の解消をはかるものとします。
- 前項の場合において、借貸人が物件保全のために必要な措置をとった場合、借借人は、その一切の費用を負担します。
- 物件の占有中、物件自体または物件の設置・保管・使用の原因として、第三者に与えた損害については、借借人がこれを賠償するものとし、借貸人は何らの責任を負いません。

第11条 (使用地域の範囲)

- 借借人は、物件を日本国内においてのみ使用します。
- 借借人が物件を輸出する場合、事前に借貸人に通知し、承諾を得るものとします。ただし、借借人は日本および輸出関連諸国の輸出関連法規に従って輸出を行うものとします。
- 借借人が物件を輸出する場合、借貸人は第9条の責任は負担せず、また、第14条は適用されないものとします。

第12条 (物件の使用保管管理義務違反)

借借人が自己の責による事由に基づき、物件を滅失（修理不能、所有権の侵害を含む、以下同じ）毀損（所有権の制限を含む、以下同じ）または汚損した場合は、借借人は借貸人に対して代替物件（新品）の購入代価相当金額、または物件の修理代を支払います。借貸人にその他の損害があるときは借借人はこれを賠償します。この場合、借借人は物件の使用の可否にかかわらず、レンタル契約の終了前までは、レンタル料金の支払義務は免れません。

第13条 (ソフトウェアの複製等禁止)

借借人は物件の全部、または一部を構成するソフトウェア製品（以下「ソフトウェア」という）に関し、次の行為を行うことはできません。

- 有償、無償を問わずソフトウェアを第三者へ譲渡し、または、その再使用権設定を行うこと。
- ソフトウェアを物件以外のものに利用すること。
- ソフトウェアを複製すること。
- ソフトウェアを変更または改作すること。

第15条 (契約違反等による解除)

借借人が次の各号の一つに該当するに至った場合は、借貸人は催告をしないでレンタル契約を解除することができ、この場合、借借人は借貸人に対して物件を返還し、かつ、未払いレンタル料金、その他一切の金銭債務全額を直ちに支払います。さらに借貸人に損害があるときは借貸人はこれを賠償します。

- 借貸人がレンタル料金の支払いを1回でも遅滞したとき、その他本レンタル約款条項に違反したとき。
- 借借人の営業の休廃止、解散。
- 借借人が他の債務のため強制執行、保全処分、滞納処分を受け、または破産、民事再生、特別清算、会社更生等の申し立てがあったとき。
- 前三号の他信用状態の悪化、またはそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
- 借借人が支払いを停止し、または手形・小切手を不渡りにしたとき、もしくは発生記録をした電子記録債権が支払不能となったとき。
- 借借人の営業が引き続き不振であり、または、借借人の営業の継続が困難であると借貸人が認めたとき。

第16条 (物件の返還)

- 借借人は、借貸人に対してレンタル期間終了日の**3日以内**に物件を借貸人の指定する場所に返還します。ただし、レンタル契約の解約、解除がなされた場合は、借借人は即日、物件を借貸人の指定する場所に返還します。
- 物件にデータ（電子的情報）が記録されている場合、借借人は自らの責任と費用負担によりそのデータを消去して借貸人に返還します。万一、残存したデータの漏洩等により、借借人および第三者に損害が発生した場合も、借貸人は一切責任を負わないものとします。
- 借借人の責に帰すべき事由により物件を滅失または紛失して物件を返還期限に借貸人に返還できないとき、あるいは毀損または汚損した物件を返還したときは、借貸人は借貸人に対して、物件についての損害賠償として第12条による額を支払います。

第17条 (物件返還の遅延の損害金)

借借人が、借貸人に対して物件の返還をなすべき場合、借借人がその返還を遅延したときは、その期限の翌日から返還の完了日まで、1カ月当たりレンタル料金（基本料金）相当額の損害金を借貸人に支払います。この場合、損害金の計算については、1カ月単位で計算し、日割り計算をしません。

第18条 (反社会的勢力の排除)

- 借借人は、レンタル契約の締結日において、自らおよび自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団等」と総称する）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加えるの目的をもってするなど、不当に暴力団等の威力を利用して認められる関係を有すること。
 - 暴力団等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - その他暴力団等との社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 借借人は、自らまたは自らの役員もしくは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
 - 暴力的な要求行為。
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - 借貸人との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
 - 風説を流布し、偽計を用いたまたは威力を用いて借貸人の信用を毀損し、または借貸人の業務を妨害する行為。
 - その他、前各号に準ずる行為。
- 借借人または借借人の役員が、暴力団等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に反する事実が判明したときは、借貸人は、催告を要しないで通知のみで、レンタル契約を解除することができ、解除に伴う措置については第15条、第17条および第19条が適用されるものとします。
- 前項の借貸人の権利行使により、借借人または借借人の役員に損害が生じても、借貸人は一切の責任を負担しません。

第19条 (遅延利息)

借借人がレンタル契約による金銭債務の履行を遅延した場合は支払期日の翌日より完済に至るまで年率14.6%の遅延利息を支払います。

第20条 (不可抗力)

- 天災地変、戦争、内乱、法令制度廃止、公権力による命令処分、労働争議、交通機関の事故、その他借貸人の責に帰することのできない事由に起因するレンタル契約の借貸人の履行遅延または履行不能については、借貸人は何らの責を負担しないものとします。
- 前項の場合、借貸人はレンタル契約の全部または一部を変更または終了することができるものとします。この場合借借人は、借貸人の指示内容に従うものとします。

第21条 (借借人の通知義務)

物件が修理を要し、または物件について権利を主張する者があるときは、借借人は遅滞なく、これを借貸人に通知しなければなりません。

第22条 (裁判管轄)

借貸人および借借人はレンタル契約に関する紛争解決については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

第23条 (消費税等の負担)

消費税は、借借人の負担とします。消費税額はレンタル契約の成立日の税率により計算したものとし、消費税額が増額された場合には、借借人は直ちにその増額分を借貸人に支払うものとします。

以上

改定日 2015年 11月 16日

借貸人は、必要に応じて本レンタル約款の内容を改定できるものとします。改定した場合は、下記の借貸人のホームページにて掲示された最新のレンタル約款の定めを適用するものとします。

<http://actigraph.sakura.ne.jp/blog/>